身体拘束等の適正化のための指針

令和４年４月１日
特定非営利活動法人キッズウィル

１　基本方針

（１）当法人では、指定障害児通所支援を提供するにあたり、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（２）緊急やむを得ない場合とは、次の３つの要件をすべて満たす場合をいいます。

ア　切迫性　利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ　非代替性　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

ウ　一時性　身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

２　事前説明

（１）特性により、身体拘束等を行うことが予見される通所児童には、個別支援計画にその旨を記載し、あらかじめ通所児童及びその保護者に説明し、同意を得ておきます。

（２）予見されない通所児童についても、身体拘束等を行う場合があることをあらかじめ説明しておきます。

３　緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

（１）緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の方法により、各施設の児童発達支援管理責任者の判断により実施します。

ア　従業員が自分の体で通所児童を押さえつけて行動を制限する。

イ　自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

ウ　通所児童の意思を無視して無理に従わせる。

エ　その他真に緊急やむを得ないと理事会が認める方法

（２）身体拘束等を行ったときは、各施設の児童発達支援管理責任者は、直ちに管理者に報告します。

（３）身体拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の通所児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

（４）記録は、５年間保管し、要望があれば、個人情報を除き開示します。

（５）身体拘束等に対し苦情があったときは、運営規定に定める方法により真摯に対処します。

４　検証等

（１）身体拘束等を行ったときは、当該施設の児童発達支援管理責任者は、直近に開かれる施設長会議に報告し、身体拘束等が適正であったかどうかを出席者全員で検証します。

（２）施設長会議において疑義があるときは、理事会に報告し、検証します。

（３）理事会でも疑義があるときは、外部から有識者を招き意見を求め、その意見を参考に適正に対処し、必要があれば指針の見直し等を行います。

５　研修等

（１）法人内に虐待防止・権利擁護責任者を設け、身体拘束適正化についても所掌します。

（２）管理者又は虐待防止・権利擁護責任者は、長野県等が行う研修会に参加します。

（３）研修会に参加した管理者又は虐待防止・権利擁護責任者は、直近に開かれる施設長会議に研修会の内容を報告し、各事業所に周知を図ります。